

第4章

災害復旧・復興計画

この計画は、地震災害に伴い、公共施設と民有施設の災害復旧を進める計画である。

第1節 公共施設災害の復旧

所 管 関係各局

1 基本方針

(1) 実施責任者

公共施設の災害復旧は、市及び県、指定行政機関、指定地方行政機関、その他法令の規定により責任を有する者が実施する。

震災による災害は広範かつ規模が大きいことから、災害復旧に当たっては防災関係機関相互に十分な連携、協議を行い、的確な災害復旧事業の実施に努める。

(2) 復旧方法

ア 道路・河川等の公共土木施設及び水道・下水道・福祉・教育施設等の都市施設は、市民生活の根幹をなすものであり、極めて重要な機能を持っている。このため、速やかに災害復旧事業計画を確立し、人心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため、迅速に実施する。

イ 災害復旧は、応急措置を講じた後に被害状況を十分に検討し、被災施設の原形復旧にあわせて、再度の災害発生を防止するために必要な施設の新設又は改良等を行う。

ウ 災害復旧事業の実施は、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を優先して行う。

表4-1-1 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（測量調査・設計業務関係）

団体名	所在地	電話	F A X
(一社)石川県建設コンサルタント協会	寺町 3-9-41	274-1001	274-8420
(一社)石川県測量設計業協会	示野町西 81	268-4900	268-7773
(一社)石川県地質調査業協会	示野町 7	267-3244	267-3271

2 災害復旧事業の実施体制

(1) 実施体制

市は、公共施設について早期の災害復旧を実施するため、必要な技術職員の配備など実施体制を確立するとともに、要員が不足すると認めるときには、県及び他の地方公共団体に対し応援職員の派遣を要請する。

(2) 災害復旧事業計画の作成

施設についての被災状況及び被害発生原因等の的確な把握に努め、災害復旧事業の早

急な実施と再度の災害発生防止を十分考慮して、速やかに災害復旧事業計画を作成するとともに、復旧事業の概要を把握できる被災状況及び工事写真、設計書・工事図面等の資料を可能な限り確保する。

(3) 国の補助要望等

災害復旧事業に対する国の負担又は補助は、県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果等に基づき、主務大臣が決定し、適正かつ速やかに行うこととなっているので、迅速な資料の提出等必要な措置を講ずるとともに、関係機関と緊密な連携に努める。

また、災害の程度に応じて、国、県の災害査定の緊急実施及び国、県での事業施行を要請する。

(4) 災害復旧事業の推進

決定を受けた災害復旧事業については、事業の効率的実施及び実施期間の短縮等に最善を期し、計画的な事業の実施に努める。

3 災害復旧事業と国の財政援助措置

災害復旧事業には多額な経費が伴うことから、各種の公共施設の災害復旧事業に対して法律、予算措置等により国がその全部若しくは一部を負担し、又は補助し、地方債の発行を認めることとしている。

こうした災害復旧事業に対する国の財政援助を適切に導入確保するよう最善を期すものとする。

災害復旧事業の種類及び負担又は補助する根拠法律等は、次のとおりである。

表 4-1-2 災害復旧事業の種類及び負担又は補助する根拠法律等

事業名	事業内容	法律等
1 公共土木施設 災害復旧事業	道路、河川、砂防設備、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾、漁港、海岸、林地荒廃防止施設、公園、下水道施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
2 都 市 災害復旧事業	街路、公園、都市下水道、市街地埋没	予算補助
3 農林水産施設 災害復旧事業	農地、農業用施設、漁業用施設、共同利用施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助暫定措置法
4 上水道施設 災害復旧事業	上水道施設	水道法
5 公 営 住 宅 災害復旧事業	公営住宅、共同施設	公営住宅法
6 社会福祉施設 災害復旧事業	生活保護施設	生活保護法
	児童福祉施設	児童福祉法
	障害者支援施設	障害総合支援法
	老人福祉施設	老人福祉法
7 公立医療施設 災害復旧事業	公立医療施設	
8 公立学校施設 災害復旧事業	公立学校施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
9 そ の 他 災害復旧事業	特別に施行される土地区画整理事業	土地区画整理法
	土砂災害防止対策	砂防法
	海岸保全施設	海岸法
	感染症予防事業、伝染病院等復旧	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
	予防接種	予防接種法
	廃棄物の処理に要する費用	廃棄物の処理及び清掃に関する法律

4 激甚災害に係る災害復旧事業と国の財政援助措置

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という）が発生した場合には、地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めるため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号、以下「激甚法」という）に基づき、国は激甚災害を指定し、地方公共団体に対する特別の財政援助と被災者に対する特別の財政措置を行うこととしている。

このため、本市に大規模な被害が発生した場合、激甚災害の指定が受けられるよう国、県に対して要望するとともに、援助、助成等を受けて適切な災害復旧事業が実施できるよう必要な措置を講ずる。

（1）激甚災害の指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長の報告を受けた内閣総理大臣が、中

中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準、又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議答申する。内閣総理大臣は、この意見を聞き、激甚災害として指定すべきかどうかを判断し、指定された災害は政令で公布する。

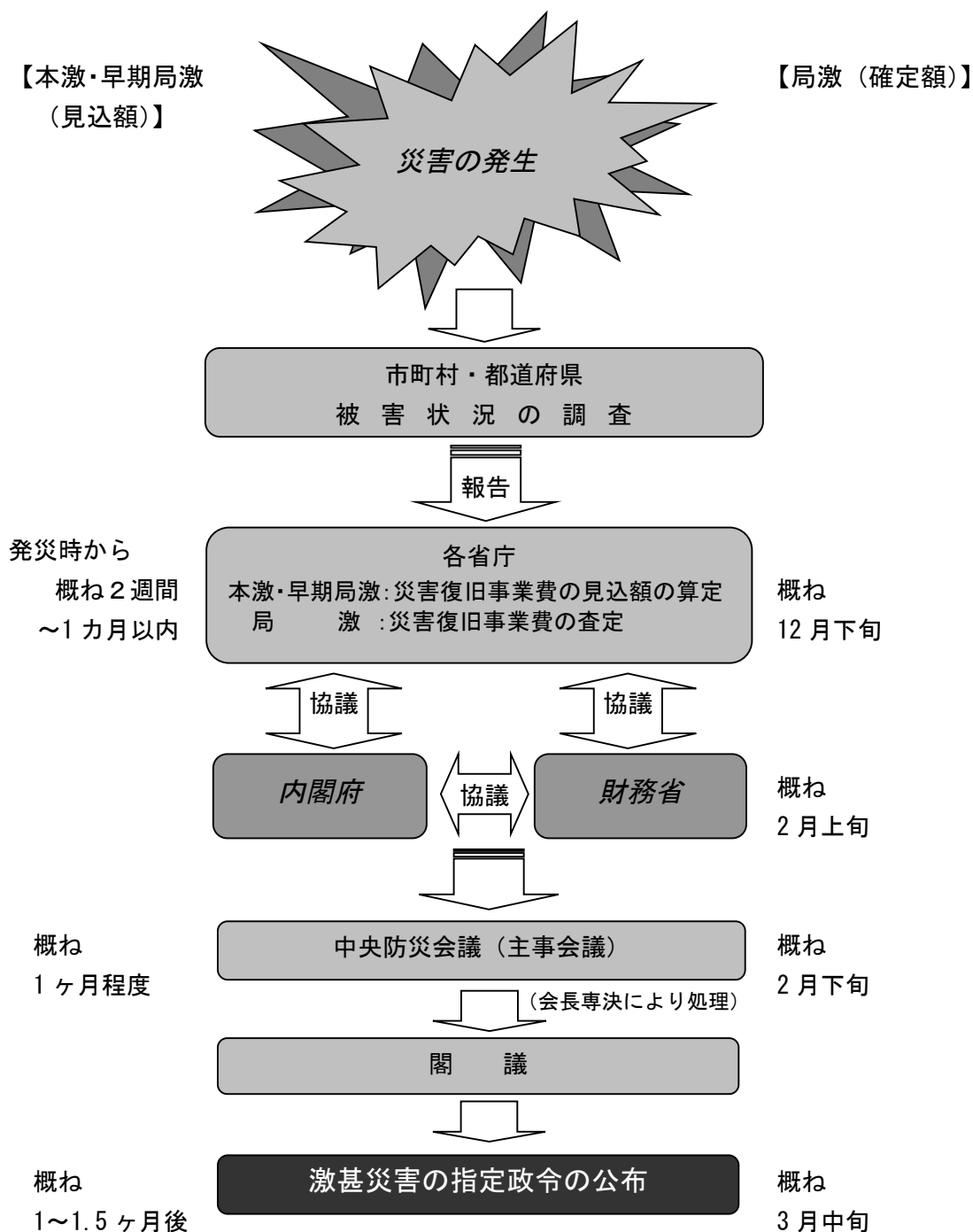


図4-1-1 激甚災害指定の手続き

(2) 調査報告

本部長（市長）は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告する。

(3) 特別財政援助の交付手続き

本部長（市長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

(4) 激甚災害に係る事業と財政援助措置

激甚災害に係る財政援助措置の対象事業は、次表のとおりである。

【参照】資料 51 激甚災害制度の概要図

表4-1-3 激甚災害に係る財政援助措置の対象事業

<p>1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 [法第3条、4条][令第1～5条]</p>	<p>1 公共土木施設災害復旧事業 河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園</p> <p>2 公共土木施設災害関連事業 災害復旧事業のみでは再度災害の防止に効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う公共土木施設の新設又は改良に関する事業</p> <p>3 公立学校施設災害復旧事業</p> <p>4 公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業</p> <p>5 生活保護施設災害復旧事業</p> <p>6 児童福祉施設災害復旧事業</p> <p>7 養護・特別養護老人ホーム災害復旧事業</p> <p>8 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業</p> <p>9 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業</p> <p>10 婦人保護施設災害復旧事業</p> <p>11 感染症指定医療機関等災害復旧事業</p> <p>12 感染症予防事業</p> <p>13 堆積土砂排除事業</p> <p>14 湛水排除事業</p>
<p>2 農林水産業に関する特別の助成</p>	<p>1 農地等の災害復旧事業等 [法第5条、令第14～18条]</p> <p>2 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 [法第6条、令第19条]</p> <p>3 開拓者等の施設の災害復旧事業(県) [法第7条、令第20条]</p> <p>4 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通(県) [法第8条]</p> <p>5 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業(県) [法第9条、令第21条]</p> <p>6 土地改良区等の行う湛水排除事業(県) [法第10条、令第22条]</p> <p>7 共同利用小型漁船の建造(県) [法第11条、令第23条]</p> <p>8 森林災害復旧事業(県) [法第11条の2、令第23条の2]</p>
<p>3 中小企業に関する特別の助成</p>	<p>1 中小企業信用保険法による災害関係保証[法第12条、令第24・25条] ・付保限度額の別枠設定 ・保険填補率の引き上げ 70/100→80/100 ・保険料率の引き下げ</p> <p>2 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金(県) [法第13条、令第26条] ・償還期限の延長 2年以内</p> <p>3 事業協同組合等の施設の災害復旧事業(県) [法第14条、令第27条]</p>
<p>4 その他の特別の財政援助及び助成</p>	<p>1 公立社会教育施設災害復旧事業 [法第16条、令第33～35条] ・公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他の社会教育施設(2/3補助)</p> <p>2 私立学校施設災害復旧事業 [法第17条、令第36～38条] ・私立の学校(1/2補助)</p> <p>3 市町村が施行する感染症予防事業 [法第19条] ・費用支弁における国及び県の負担率引き上げ</p> <p>4 母子寡婦福祉法による国の貸付け [法第20条] ・国の貸付金の割合の引き上げ(災害を受けた年度及びその翌年度)</p> <p>5 水防資材費 [法第21条、令第39・40条] ・水防のために使用した資材に関する費用(2/3補助)</p> <p>6 り災者公営住宅建設等事業 [法第22条、令第41条] ・公営住宅の補助率の引き上げ 2/3→3/4 ・補助対象戸数 減失戸数の5割</p> <p>7 小災害債に係る元利償還金 [法第24条、令第43～47条] ・地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入</p>

表中の[法]は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」

[令]は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令」

第2節 民有施設災害の復旧

所 管 □関係各局

1 基本方針

市は、災害発生後の市民生活の安定を図るため、県その他の防災関係機関と連携協力して、民有施設の災害復旧について住宅・経営相談等の窓口を設置し、各種の融資制度等について広報等を通じた周知徹底に努めるとともに、民間活力による迅速な復興を促進するために必要な援助措置を講ずる。

2 民有施設災害復旧事業への支援

民有施設の災害復旧については、現行制度として次のとおりの支援制度があるので、これらを積極的に活用するとともに、必要に応じて適切な支援措置を講ずる。

(1) 住 宅

① 災害復興住宅資金

県及び市は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法(平成 17 年法律第 82 号)に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対して、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被災状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。この場合、資金の融資を早くするために、市は、被災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努める。

② 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法第 24 条第 3 項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとする者に対する融資のあっせんについて、市及び県は、災害復興住宅資金と同様の措置を講ずる。

(2) 中小企業融資

県は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、次の措置を講ずる。

① (株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫の「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に対して要請を行う。

② 地元金融機関に対して中小企業向融資の特別配慮を要請し、協力を求める。

③ 信用力の低い中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会に対して保証審査の弾力化等を要請する。

④ 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定を受けるための必要な措置を講ずる。

(3) 農林漁業融資

県及び市は、災害により損失を受けた農林漁業者(以下「被害農林漁業者」という)又は農林漁業者の組織する団体(以下「被害組合」という)に対して、農林漁業の経営等に必要な資金、災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について指導あっせんを行う。

また、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という)に基づく利子補給及び損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持、増進と経営の安定を図る。このため、県及び市は、次の措置を講ずる。

- ① 農業(漁業)協同組合及び信用農業(漁業)協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせんを行う。
- ② 被害農林漁業者又は被害組合に対して天災融資法による経営資金の融通措置の促進、利子補給及び損失補償を実施する。
- ③ 被害農林漁業者に対して(株)日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)に基づく災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置の指導あっせんを行う。

第3節 生活安定対策

所 管	<input type="checkbox"/> 総務局…被害調査班・経理班	<input type="checkbox"/> 消防局…消防班	<input type="checkbox"/> 福祉健康局…福祉班
	<input type="checkbox"/> 経済局…経済対策班	<input type="checkbox"/> 農林水産局…農林対策班	

1 基本方針

地震時に起きる被災者の混乱状況から、民心や生活の安定を図るため、関係機関と協力し、り災証明の発行及び地方税の徴収猶予・減免措置、義援金の受入れ・交付、災害弔慰金等の支給、被災事業者に対する支援活動、生活相談、公営住宅等の整備を円滑に行う。また、各種支援制度の申請は、申請窓口での混雑が予想され、窓口を一元化するとともに、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

2 り災証明の発行

り災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一つとして、被災者の応急的、一時的な救済を目的に市長又は消防署長が確認できる程度の被害について証明するものである。

なお、り災証明書で認定する被害の程度によって、り災者に対する支援措置が異なるため、認定結果に対するり災者の理解を得られるよう十分な説明を行うこととする。理解が得られない場合は、被害程度の判定作業を再度行うものとする。

(1) り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。なお、家屋以外のものがり災した場合において必要があるときは、り災届出証明で対応する。

- ア 全壊、流出、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
- イ 火災による全焼、半焼、部分焼、水汚損

(2) り災証明を行う者

り災証明は、市長（総務局）が行う。

ただし、火災によるり災証明は、申請者の家屋が所在する消防署長が行う。

(3) り災証明書の発行

り災証明書は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者、管理者及び一時滞在者の申請に基づき、市長又は消防署長が作成したり災証明書をこれらの者に発行することにより行う。

【参照】資料 52 り災証明書交付申請書（様式）

資料 53 り災証明書（様式）

(4) 被災家屋の判定基準 ((1) アに係るもの)

り災証明を発行するに当たっての家屋被害の判定は、「災害の被害認定基準の統一について」(昭和43年6月14日結審第115号内閣総理大臣官房審議室長)に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的に、概ね1か月以内の状況をもとに、「被害家屋損害割合判定表」を作成し行う。

【参照】資料 54 被害認定基準一覧

資料 55 被害認定の流れ

(5) り災証明書発行事務処理要領

り災証明は、次の発行フローにより発行する。

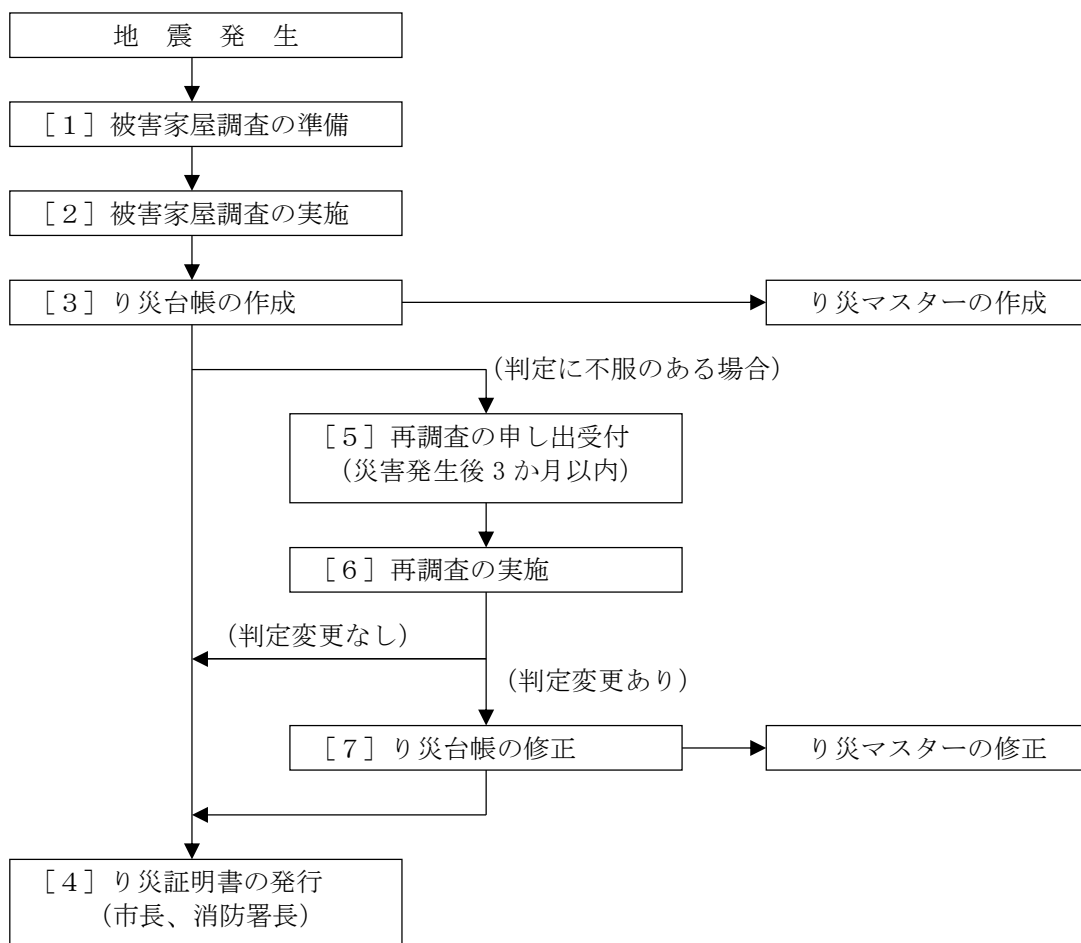


図4-3-1 り災証明書発行フロー

【フローの説明】

[1] 被害家屋調査の準備

地震発生後、被害家屋調査のための準備として、次の項目を実施する。

- ア 被災地域の航空写真の撮影準備
- イ 事前調査の実施調査全体計画を判断するため、被害全体状況を把握
- ウ 調査概要の検討及び全体計画の策定

エ 調査員の確保

- ・ 職員の確保
- ・ ボランティア建築士の協力要請
- ・ 他都市への応援職員派遣要請、宿泊場所確保

オ 調査備品等の準備

- ・ 調査地図、携行品の調達、準備（住宅地図、調査票、傾斜計、コンベックス等）
- ・ 調査地区割の検討
- ・ 調査運搬車両の手配

[2] 被害家屋調査の実施

ア 調査期間

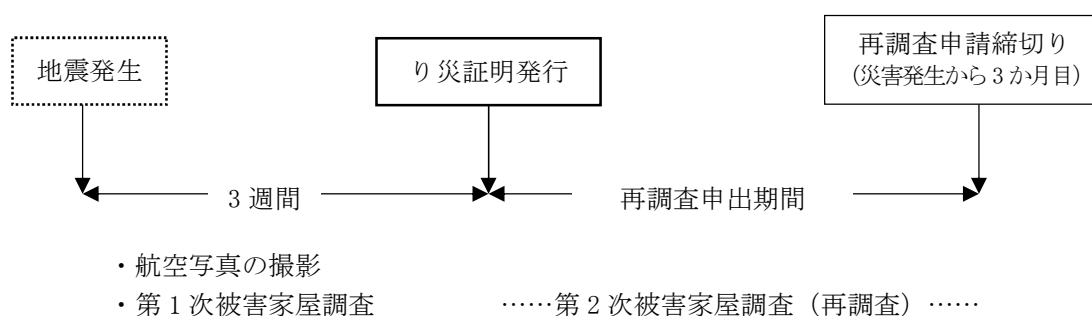


図4-3-2 (家屋調査期間(標準))

イ 調査方法

- i 被災地の航空写真撮影（地震発生後2週間以内）
市街地…1/1000、市街地以外…1/2500
- ii 第1次被害家屋調査
被害家屋を対象に、2人1組で外観から目視調査を実施
- iii 第2次被害家屋調査（再調査）
第1次調査の結果に不服があった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋を対象に、申し出に基づき、1棟ごとに内部立入調査を実施

ウ 調査体制

- i 調査員は、市職員（建築士、家屋評価補助員、家屋補償関係職員、消防査察職員等）及び必要に応じ他都市職員、建築士等のボランティア調査員
- ii 調査員に対し、調査方法や判定基準等について統一研修を行い、2人1組体制で実施する。

[3] り災台帳の作成

被害家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した「り災台帳」を作成し、り災証明書発行の基本台帳とする。

[4] り災証明書の発行

り災台帳に基づき、申請があった被災者に対し、り災証明書を発行する。

[5] [6] [7] 再調査の申し出と再調査の実施

ア 被災者は、り災証明の判定結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的に

できなかった家屋について、地震発生日から3か月以内の期間であれば、再調査を申し出ることができる。

イ 申し出があった家屋に対し、市は迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者へ連絡するとともに、り災証明書を発行する。同時に、り災台帳及びり災マスターのデータを訂正する。

(6) り災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

ア り災証明書の発行及び調査状況の進捗状況について、広報誌や報道機関等を通じて、被災者へ周知徹底を図る。

イ 特に、地震後に実施される被災建物応急危険度判定と被害家屋調査の違いを、正確に被災者へ伝達する必要がある。

ウ り災証明書に関する相談窓口を設置し、り災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

(7) 火災によるり災証明書の発行

火災によるり災証明は、以上の手続きに準じて行う。

3 地方税の徴収猶予及び減免措置

市は、り災者の納付すべき地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、地方税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置等を、災害の状況に応じて実施する。

4 災害義援金の受入れ、交付

(1) 義援金の受入れ

ア 国内外から市に対して寄せられる災害義援金は、福祉健康局（受付箇所指定）で募集、受付を行うほか、金沢市災害義援金の銀行口座を開設する。

イ 義援金の募集・受付、義援金の交付申請受付に当たっては、必要に応じて日赤奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。

ウ 義援金は、受入簿を作成し、被災者に配分するまでの間、出納機関又は金融機関への一時預託等により保管する。

エ 義援金と同時に寄せられる義援品（救援物資）は、支援物資の担当班に引渡し、第3章第13節「飲料・食料品・生活必需物資の供給」に基づき、速やかに配分する。

(2) 義援金の交付

義援金の交付は、り災証明と並行して申請受付や郵送申請、銀行等の口座振込など、義援金の種別に応じて申請期間、窓口機関、交付内容、交付方式等を定め、市民に対す

る周知、広報に努め、円滑に実施する。

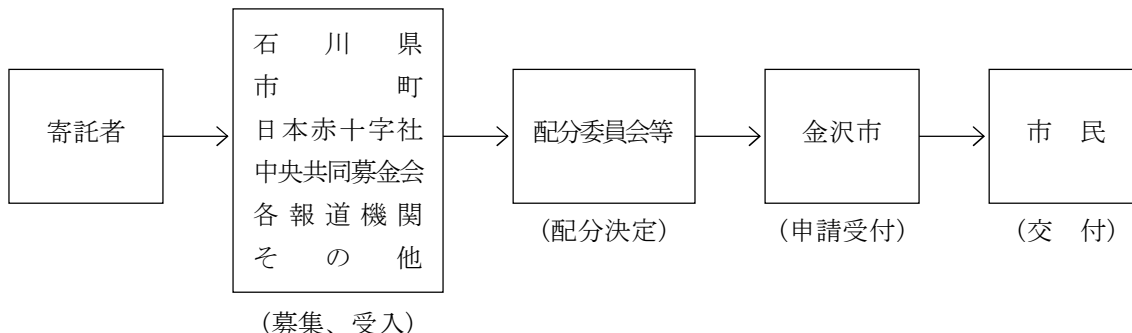


図 4-3-3 災害義援金の受入れ、交付フロー

5 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族又は負傷、疾病等となった者に対し、「金沢市災害弔慰金の支給等に関する条例」（昭和 49 年条例第 33 号）に基づき、弔慰金等の支給を行う。

また、災害の状況に応じて災害見舞金等必要な措置を検討する。

(1) 災害弔慰金

ア 市は、市民が災害弔慰金の支給に関する法律施行令で定める災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行う。

イ 災害弔慰金の額

- i 生計維持者 500 万円
- ii その他の者 250 万円

ウ 警察の公式発表死亡者をもとに遺族を調査し、支給対象者に必要書類を送付して通知し、社会福祉事務所で申請、相談を受け、支給を実施する。

(2) 災害障害見舞金

ア 市は、市民が災害弔慰金の支給に関する法律施行令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、障害の状態となった者に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

イ 災害障害見舞金の額

- i 生計維持者 250 万円
- ii その他の者 125 万円

ウ 障害の程度

- i 両目が失明したもの
- ii 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- iii 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- iv 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- v 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- vi 両上肢の用を全廃したもの

- vii 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- viii 両下肢の用を全廃したもの
- エ 社会福祉事務所で申請、相談を受け、支給を実施する。

6 被災者への支援

(1) 住宅金融支援機構資金のあっせん

① 災害復興住宅資金

市及び県は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対して、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の算定を早期に実施して、災害復興資金借入の促進を図る。この場合、資金の融資を早くするために、市は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

② 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法第 24 条第 3 項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとする者に対する融資のあっせんについて、市及び県は、災害復興住宅資金と同様の措置を講ずる。

(2) 生活福祉資金の貸付

民生委員、市社会福祉協議会は、災害により被害を受けた低所得者の速やかな自力更生を支援するため、県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付制度による貸付に協力する。

(3) 母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付を行う。

(4) 災害援護資金の貸付

市は、条例に定めるところにより、市域で災害救助法による救助が行われた災害又は災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により被害を受けた世帯に対して、災害援護資金の貸付を行う。

(5) 被災者生活再建支援金の支給

県は、市町単位又は区域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（平成 19 年法律第 114 号）を適用し、被災者に対して支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

市長は、法の適用に向けて、当該の災害にかかる被害状況を収集し、知事に対して報

告する。

また、市は、住家が全壊したと認定した世帯に対して、支給対象世帯、支給限度額、支給申請手続き等について説明し、支給申請書に添付する必要のある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。さらに、市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認、取りまとめの上、速やかに県に送付する。

【参照】資料 56 被災者生活再建支援金支給制度

7 被災事業者・農林業に対する支援

被災事業者や農林業者に対して、商工会議所、農林業団体等関係機関の協力体制のもとで総合的に事業再開、復旧に向けた支援を実施する。

- ア 調査チームを編成して、商工業、観光業、農業、林業等の被害状況を調査する。
- イ 生活物資の需給動向を把握し、買占め、売惜しみ等の調査、対策を進める。
- ウ 復興支援チームを編成して、巡回相談及び復興策の指導を実施する。
- エ 中小企業経営などの相談所を開設し、事業再開に向けた事業計画、経営計画、融資等の相談に応じる。
- オ 震災復興のための特別融資制度の創設、仮設店舗等の応急対策計画の策定を進める。

8 生活相談等支援

- ア 市は、庁舎内に生活相談窓口を設けるとともに、避難所等に生活相談所を設け、被災者の生活、資金、健康、身上等の相談に応ずる。
- イ 市は 住宅再建に対する相談については、県及び関係団体と連携協力し、速やかに周知する。
- ウ 市は、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村との協力のうえ、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- エ 市は、こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、県及び関係機関と連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。

表 4-3-1 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（生活再建の相談等関係）

協力活動	団体名	所在地	電話	F A X
生活再建の 相談等	石川県建築士会金沢支部	弥生 2-1-23	244-2241	243-4821
	石川県行政書士会	鞍月 2-2	268-9555	268-9556
	石川県司法書士会	新神田 4-10-18	291-7070	291-4285
	石川県土地家屋調査士会	新神田 3-9-27	291-1020	291-1371

9 公営住宅等の整備

県及び市は、災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅確保支

援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居等を行うものとする。この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、被災市及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け早期の整備を図る。

第4節 復興計画

所 管 □都市政策局…連絡調整班 □都市整備局、土木局…土木建設班

1 基本方針

被災地の復興に当たっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮したうえで、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

2 基本方向の決定

市は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や住民の意向を勘案して、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。

3 計画的復興の進め方

- ア 大規模な地震及び津波災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、大規模事業となることから、関係機関と十分協議し、計画的に復興を進める。
- イ 市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や県及び国との連携などにより、必要な体制を整備する。
- ウ 市は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、計画作成段階で、都市のありべき姿を明確にし、住民の理解を求めよう努める。
- エ 市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、安全な地域づくりの支援制度である以下のような事業・制度を活用する。
- ・ 市街地再開発事業
 - ・ 土地区画整理事業
 - ・ 街なみ環境整備事業
 - ・ 住宅市街地基盤整備事業
 - ・ 住宅市街地総合整備事業
 - ・ 住宅地区改良事業
 - ・ 小規模住宅地区等改良事業
 - ・ 優良建築物等整備事業
 - ・ 防災集団移転促進事業
 - ・ がけ地近接等危険住宅移転事業

- ・ 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業
- ・ 地域住宅交付金制度
- ・ 都市防災総合推進事業
- ・ 市街地液状化対策事業
- ・ 津波復興拠点整備事業
- ・ 造成宅地滑動崩落緊急対策事業